

## 令和2年第1回砂川市議会臨時会

令和2年4月14日（火曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 財産の取得について  
議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算  
閉会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
北谷 文夫議員  
中道 博武議員  
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定  
自 4月14日 1日間  
至 4月14日
- 日程第 3 議案第 2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5号 財産の取得について  
議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

### ○出席議員（13名）

議長 水島美喜子君  
 議員 中道博武君  
 多比良和伸君  
 高田浩子君  
 増井浩一君  
 沢田広志君  
 小黒弘君

副議長 増山裕司君  
 議員 永関博紀君  
 佐々木政幸君  
 飯澤明彦君  
 北谷文夫君  
 辻 勲君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太英樹
砂川市農業委員会会長	関尾一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	湯浅克己
病院事業管理者	平林高之
総務部長 兼会計管理者	熊崎一弘
市民部長	峯田和興
保健福祉部長	中村一久
経済部長	福士勇治
建設部長	近藤恭史
建設部技監	小林哲也
病院事務局長	朝日紀博
病院事務局次長	山田 基
病院事務局審議監	渋谷和彦
総務課長	東 正人
政策調整課長	井上 守
税務課長	堀田一茂

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育次長	河原希之
------	------

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長                    山 形                    譲

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長                    熊 崎                    一 弘

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長                    福 士                    勇 治

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事                    務                    局                    長                    和                    泉                    肇

事                    務                    局                    次                    長                    川                    端                    幸                    人

事                    務                    局                    主                    幹                    山                    崎                    敏                    彦

事                    務                    局                    係                    長                    斉                    藤                    亜                    希                    子

○議長 水島美喜子君 おはようございます。開会前に4月1日付で人事異動があり、議会説明員の関係者を副市長より紹介したいとの申出がありますので、これを許します。  
副市長。

[副市長より新説明員紹介]

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから令和2年第1回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び中道博武議員を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、4月14日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 財産の取得について

議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の

制定について、議案第4号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 財産の取得について、議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算の5件を一括議題といたします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 峯田和興君（登壇） 私から議案第2号、第3号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第2号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、砂川市税条例等の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市税条例等の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては13ページ、議案第2号附属説明資料ナンバー1によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料ナンバー1、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第1条は、砂川市税条例の一部改正であります。第24条第1項の改正は、個人の市民税の非課税の範囲の定めであり、非課税措置について寡夫を対象から除き、独り親を追加する改正規定であります。

第34条の2の改正は、所得控除の定めであり、所得控除について独り親控除を追加する等の改正規定であります。

第36条の2第1項の改正は、市民税の申告の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第36条の3の2第1項の改正は、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の定めであり、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等の改正規定であります。

第36条の3の3第1項の改正は、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の定めであり、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする等の改正規定であります。

第48条第2項の改正は、法人の市民税の申告納付の定めであり、租税特別措置法の改正による引用条項の変更であります。

第54条第2項、第4項から第7項までの改正は、固定資産税の納税義務者等の定めであり、所有者が明らかとならない資産について使用者がいる場合には、当該使用者を所有者とみなすことができる旨の規定の追加並びに引用条項の変更、項の移動及び条文整理であります。

第61条第9項、第10項の改正は、固定資産税の課税標準の定め、第61条の2の改正は法第349条の3第28項等の条例で定める割合の定めであり、それぞれ引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第74条の4は、現所有者の申告の定めであり、登記、または補充課税台帳に所有者として登録されている個人が死亡している場合に、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定の追加であります。

第75条第1項の改正は、固定資産に係る不申告に関する過料の定めであり、条文整理であります。

第79条は、審査委員会の委員の定数の定めであり、固定資産評価審査委員会の委員の定数を規定するものであります。

第94条第2項、第4項の改正は、たばこ税の課税標準の定めであり、軽量の葉巻たばこに係る本数換算方法の規定の追加であります。

第95条の2第2項、第3項の改正は、たばこ税の課税免除の定めであり、課税免除の適用に必要な手続の規定の追加並びに引用条項の変更及び条文整理であります。

第95条の4第1項の改正は、たばこ税の申告納付の手続の定め、第130条の2第6項の改正は特別土地保有税の納税義務者等の定め、第136条第2項の改正は都市計画税の納税義務者等の定めであり、それぞれ引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第143条第2項、第4項の改正は、国民健康保険税の課税額の定めであり、基礎課税額の限度額について61万円を63万円に、介護納付金課税額について16万円を17万円にする改正規定であります。

第159条の改正は、国民健康保険税の減額の定めであり、軽減後の課税限度額を第143条第2項、第4項の改正と同様にする改正規定及び軽減の対象となる世帯の軽減判定所得における被保険者数に乗ずべき金額について5割軽減は28万円を28万5,000円に、2割軽減については51万円を52万円に引き上げる改正規定であります。

課税限度額の改正、軽減措置の拡充による具体的な影響につきましては、附属説明資料ナンバー2以降でご説明申し上げます。21ページ、附属説明資料ナンバー2を御覧願います。A3の資料になります。国民健康保険医療給付費の課税額比較表であります。表の中ほどに軽減額の欄がございますが、この表の改正部分は5割軽減、2割軽減と限度額、塗り潰してあるところあります。これの改正であります。

表の一番右の合計欄で説明いたします。5割軽減は、現行世帯合計で487世帯が改正後490世帯となり、3世帯の増、軽減額で8万6,000円の増、2割軽減は世帯数に変更はありませんが、軽減額で4,000円の増であり、5割軽減と2割軽減を合わせた影響額は3世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は軽減額が9万円の増となります。限度額では、現行19世帯、限度額61万円が改正後は世帯数に変更はありませんが、限度額が63万円となり、限度額改正による影響額は限度額が上がることから、超過による

軽減額が38万円の減となります。軽減の拡充と限度額の引上げによる影響額は、合計年税額で29万円の増、収入見込みで27万7,000円の増となります。

次に、22ページの附属説明資料ナンバー3は、後期高齢者支援金の課税額の比較表であります。この表の改正部分は、5割軽減と2割軽減の改正であります。一番右の合計欄ですが、5割軽減、2割軽減とも影響する対象世帯は医療給付費と同様ですが、軽減の拡充による影響額は、軽減額が2万8,000円の増となり、合計年税額で2万8,000円の減、収入見込みで2万7,000円の減となります。

次に、23ページの附属説明資料ナンバー4は、介護納付金の課税額の比較表であります。この表の改正部分は、5割軽減、2割軽減と限度額の改正であります。一番右の合計欄で説明いたしますが、5割軽減、2割軽減合わせた影響は1世帯の増、軽減額で1万8,000円の増であり、限度額では現行13世帯、限度額16万円が改正後は1世帯の減、限度額が17万円となり、限度額改正による影響額は、限度額が上がることから超過による軽減額が12万3,000円の減となります。軽減の拡充と限度額の引上げによる影響額は、合計年税額で10万5,000円の増、収入見込みで10万円の増となります。

医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金合わせた国民健康保険税全体の影響は、軽減の拡充で13万6,000円の減、限度額引上げで50万3,000円の増、合計で36万7,000円の増と見込んでおります。

次に、24ページの附属説明資料ナンバー5は、給与収入の2人世帯で介護納付金がない場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄になりますが、今回の改正は限度額が医療分で2万円の引上げとなります。この表にありますとおり、一番左の所得段階区分で所得が90万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が137万円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため税額が減となり、所得が690万円以上の世帯では限度額の引上げにより税額が増となっております。

備考欄を御覧ください。ここには限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しておりますが、医療分の限度額の引上げの影響は、給与収入で891万4,400円を超える世帯から影響が生じ、年収917万5,900円を超えると一律2万円の増額となるものであります。

同様に25ページの附属説明資料ナンバー6は、給与収入の2人世帯で介護納付金がある場合の所得段階別比較表であります。表の一番上の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄になりますが、今回の改正では医療分2万円と介護分1万円が引き上げられ、限度額が3万円の引上げとなります。この表にありますとおり、一番下の所得段階区分で所得が90万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が137万円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため税額が減となり、所得が600万円以上の世帯では限度額の引上げにより税額が増となっております。

備考欄を御覧ください。限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階ではありますが、医療分の影響は附属説明資料ナンバー5と同様ではありますが、介護分は給与収入で796万6,700円を超える世帯から影響が生じ、年収841万1,200円を超えると一律1万円の増額となるものであります。

限度額の引上げにつきましては、高齢化の進展等により医療給付費が増加する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において保険料負担の公平性の確保や中低所得者の保険税負担の軽減を図ることや、国民健康保険制度の都道府県単位化に伴う北海道への納付金算定に当たり法定限度額を基に反映されることから、法令のとおり引き上げるものであります。また、軽減措置の拡充につきましては、消費者物価の伸び等を考慮し、低所得者の負担軽減を図るもので、この軽減措置の拡充に伴う影響分につきましては、別途地方財政措置により補填されるところであり、国民健康保険会計には影響を及ぼさないものであります。

以上が国民健康保険税における限度額の引上げ、軽減措置の拡充に関する影響の附属説明資料の説明であります。

附属説明資料ナンバー1にお戻りいただきまして、15ページを御覧願います。上段の附則第3条の2の改正からご説明申し上げます。附則第3条の2の改正は、延滞金の割合等の特例の定め、附則第4条第1項の改正は納期限の延長に係る延滞金の特例の定めであり、それぞれ租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う条文整理であります。

附則第6条の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の定め、附則第7条の3の2第1項の改正は個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の定めであり、それぞれ改元対応であります。

附則第8条第1項の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、乳用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する改正規定であります。

附則第10条の改正は、読替規定であり、条文整理であります。

附則第10条の2第2項から第22項までの改正は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、引用条項の変更並びに項の削除及び追加による項の移動であります。

附則第11条の改正は、土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の定め、附則第11条の2の改正は平成31年度、または平成32年度における土地の価格の特例の定め、附則第12条の改正は宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例の定め、附則第13条の改正は農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例の定め、附則第15条第1項、第2項の改正は特別土地保有税の課税の特例の定めであり、それぞれ条文整理及び改元対応によるものであります。



附則第17条第1項の改正は、長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の定めであり、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う規定の整備であります。

附則第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、課税の特例について適用期限を3年延長する改正規定及び引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第20条の7の改正は、個人の市民税の税率の特例の定めであり、改元対応であります。

附則第21条の2の改正は、都市計画税の法附則第15条第40項の条例で定める割合の定めであり、地方税法の規定の削除に伴う条の削除であります。

附則第21条の3の改正は、都市計画税の法附則第15条第44項の条例で定める割合の定め、引用条項の変更及び附則第21条の2の削除による条の移動であります。

附則第21条の4の改正は、都市計画税の法附則第15条第45項の条例で定める割合の定めであり、引用条項の変更及び附則第21条の2の削除による条の移動及び新設による条の追加であります。

附則第21条の6から附則第21条の10の改正は、宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例の定め、附則第22条の改正は農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、それぞれ条文整理及び改元対応であります。

附則第23条の改正は、附則第22条と同様の定めであり、引用条項の変更及び条文整理であります。

附則第29条の改正は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の定め、附則第30条の改正は短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例の定めであり、それぞれ低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う規定の整備であります。

次に、第2条は、砂川市税条例の一部を改正であります。この改正は、第1条と施行期日が違うことから、別に改正するものであります。

第19条の改正は、納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第20条の改正は、年当たりの割合の基礎となる日数の定めであり、項の削除による条文整理であります。

第23条第3項の改正は、市民税の納税義務者等の定めであり、法人でない社団等で、かつ地方税法施行令に規定する収益事業を行うものは法人とみなす規定の整備であります。

第31条第2項、第3項の改正は、均等割の税率の定めであり、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うことに伴う規定の整備であります。

第48条第1項から第7項まで及び第9項から第17項までの改正は、法人の市民税の申告納付の定めであり、引用条項の変更及び項の削除に伴う項の移動であります。

第50条第2項から第4項までの改正は、法人の市民税に係る不足税額の納付の手続の定めであり、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うことに伴う規定の整備であります。

第52条第4項から第6項までの改正は、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の定めであり、法人税法において連結納税を廃止することに伴う項の削除であります。

第94条第2項の改正は、たばこ税の課税標準の定めであり、軽量な葉巻たばこに係る本数換算方法の規定を追加した第1条の規定の改正であります。

附則第3条の2第2項の改正は、延滞金の割合等の特例の定めであり、項の削除による条文整理であります。

次に、第3条は、砂川市税条例の一部を改正する条例の一部改正であります。この改正は、令和元年6月に制定した砂川市税条例の一部を改正する条例について改正した内容を改めて改正が必要になったことによるものであります。

第24条第1項の改正は、個人の市民税の非課税の範囲を定め、附則第1条の改正は施行期日の定め、附則第4条の改正は市民税に関する経過措置の定めであり、それぞれ単身児童扶養者を非課税措置へ追加することによる改正規定、施行期日、適用年度分の規定を削除するものであります。

次に、9ページにお戻りいただきたいと存じます。改正附則についてであります。第1条は、施行期日の定めであり、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用するものであります。ただし、第1号に定めるものは令和2年10月1日から、第2号に定めるものは令和3年1月1日から、第3号に定めるものは令和3年10月1日から、第4号の定めるものは令和4年4月1日から施行するものであります。

第2条は、延滞金に関する経過措置の定めであり、改正後の規定は施行日以後の期間に適用し、同日前については従前の例によるものであります。

第3条、第4条は、市民税に関する経過措置の定めであり、別段の定めがあるものを除き令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用するもので、令和元年度分までの個人の市民税については、従前の例によるものであります。

第5条は、固定資産税に関する経過措置の定めであり、別段の定めがあるものを除き令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用するもので、令和元年度分までの固定資産税については、従前の例によるものであります。

第6条は、市たばこ税に関する経過措置の定めであり、施行日前に課したものについては、従前の例によるものであります。

第7条は、都市計画税に関する経過措置、第8条の国民健康保険税に関する経過措置の定めであり、別段の定めがあるものを除き令和2年度以後の年度分から適用するもので、

令和元年分までは従前の例によるものであります。

第9条から第13条までは、以前改正した改正附則について元号を平成から令和に改正するものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例等の一部を改正する条例の改正内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用する法律の題名及び条項を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては次ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第6条は、書面審理の定めであり、第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改めるものであります。

第10条は、手数料の額等の定めであり、第1項第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君（登壇） 私から議案第4号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが一定程度減少している事業者に対する融資に係る利子の全部を補給することにより経営支援を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第4号附属説明資料ナンバー1の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第12条の2は、信用保証料及び利子の補給の定めであり、本文中「の一部」を削るものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市中小企業等振興条例の一部改正に伴い、砂川市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正しようとするものであり、改正内容につきまして議案第4号附属説明資料ナンバー2、砂川市中小企業等振興条例施行規則の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第20条、第21条は、信用保証料及び利子の補給の定めであり、第20条本文中「一部補給」を「補給」に改め、第21条第1項第2号中「の一部」を削るものであります。

附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この規則は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、令和2年度における利子補給の特例の定めであり、この規則の施行の日以後令和2年度における利子の補給については、砂川市中小企業等振興条例第12条第1項第1号に規定する運転資金に係る融資を新たに受ける場合で、申請月の最近1月間の売上高が前年同期に比べ5%以上減少している者に限り、第20条本文の規定中「2分の1」とあるのは「全部」と読み替えるとともに、同条ただし書の規定は適用しないものとする。この場合において、同年度に利子の補給を受けている者については、次年度以後も前段の規定を適用するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君（登壇） 私から議案第5号、第1号についてご説明申し上げます。

議案第5号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、砂川市土地開発公社が所有する道央砂川工業団地用地を買収するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上かつ面積が5,000平方メートル以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

1、土地の表示は、所在、西7条北22丁目、地番、124番3、地目、雑種地、地積8,709平方メートルであります。

2、取得者は、砂川市。

3、予定価格は、7,838万1,000円。

4、取得の相手方は、砂川市西6条北3丁目1番1号、砂川市土地開発公社理事長、湯浅克己であります。

3ページには附属説明資料として道央砂川工業団地土地開発公社用地買収図を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は第1号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,242万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ158億3,242万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、アンダーラインを付してあるのは今補正による臨時事業であります。

12ページをお開きいただきたいと存じます。7款商工費、1項1目商工振興費で一つ丸、商工業金融対策に要する経費で保証融資利子補給交付金緊急対策分242万5,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症による各種自粛要請等により市内事業者は大きな影響を受けており、今後において経営等が困難となることが予想されることから、経営支援を実施するもので、緊急対策として運転資金の保証融資に係る利子補給及び保証料補給について減額を交付するための経費であり、制度融資預託金緊急対策分1,000万円の補正は、この緊急対策分の制度融資に必要な銀行への預託金であります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。19款繰入金で242万5,000円の補正は、財源調整のための財政調整基金繰入金であります。

次に、21款諸収入で1,000万円の補正は、制度融資預託金元金収入緊急対策分であります。

以上が歳入であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第2号から第5号までの一括質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） それでは、質疑をさせていただきます。

議案第4号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について質問させていただきます。改正の理由として、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが一定程度減少している事業者に対する融資に係る利子の全部を補給することにより経営支援を行うためとあります。今回の条例改正により無利子による融資のあっせんが行われるようでありますけれども、砂川市の独自の施策がようやく出されたかといった感があります。まず、どれぐらいの中小企業が助かるなどの見通し、3月定例会市議会におきまして私も一般質問させていただきまして、そのときに多くの議員から新型コロナウイルス感染症に対する対応についての質疑がありました。商工会議所との共同によるアンケート調査の結果、国などの施策の動向を見定めたいといった答弁がありました。その後の新たな調査を行った上での改正なのか、また3月議会後の相談の件数や内容についてなどこれまでの経過について、そして改正に至った過程について伺います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 今回の条例改正に至った経過についてご答弁を申し上げます。

市内事業者に対する支援策につきましては、商工会議所との共同によるアンケート調査結果及び国、北海道で実施される支援策を見据えながら、必要な支援策について検討してきたところであります。商工会議所との共同によるアンケート調査結果では、回答があった事業所100件のうち卸売業、小売業、宿泊、飲食サービス業を中心とした66%の事業者が影響がある、またはやや影響があるという回答であり、売上の減少、資金繰りや製品の入荷遅れなどに影響を受けているとのことでありました。

また、国、北海道における支援策につきましては、既存の信用保証協会や政策金融公庫の融資制度の特例を拡大する支援策が打ち出されているところでありますが、該当となる事業者要件のハードルが高く、また一定期間に限っての利子補給ということから、対象となる事業者の要件を国の制度の一番低いものとし、保証料の全額補給に加え、利子についても償還期間中全額補給することとして、既存の制度融資を基本とした別枠融資を設けることとしたところであります。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 今ご答弁が部長からありました。ハードルが高いということで、利子を市が全額ということで行うようにした条例改正だということでした。

2回目の質問なのですけれども、4月12日、北海道・札幌市緊急共同宣言ということで、第2波とも言える状況、5月6日まで、その中で繁華街、接客を伴う飲食店等への自粛についてのお願ひ等もございました。市内の事業者を回っていますと、そもそも経営が難しい中での今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、融資を受けるにもそもそも返済の見通しがつかなく大変苦しい、まず借りても返すことができない、返すめどが立たない、つらい、苦しいけれども、借りられない、あと2か月もたない、2月までは何とかやりくりはしていたけれども、3月はもうぎりぎりの状態です。7割、8割減、どこも大変な状況だそうです。特に飲食についてですけれども、飲食業が大変になると食品や飲料を卸している商店も共倒れする。そして、お盆まで持ちこたえられる可能性が低いという市民の方々、商工業者の方々の声も聞いています。税などの支払いの猶予があったりもしますけれども、来年度、そして後々の支払いを考えると、借りることがなかなかできない。融資のほかにも即効性のある支援についての考えがないのでしょうか。伺います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 融資ではなくて即効性のある施策ということでございます。4月7日に政府のほうで緊急経済対策ということで、低所得者の方などの生活維持に現金10万円、子育て世帯に児童手当1人1万円上乗せ、あと中小企業に最大200万円、フリーランスを含む個人事業主に最大100万円といった現金給付を今されるということにな

っております。このように現金給付ですとか、既に企業に対する融資制度については国のほうでは大体出そろったということではありますけれども、企業の資金繰りに対する対策、現金給付と資金繰りに対する対策ということで、今回は雇用を維持することを目的とした経済対策が行われます。そういった中で、私たちのほうではまずは雇用の安定ということから、事業主の下支えということで融資制度の今回もともとあった制度の別枠ということで、利子の全額補給ということで考えております。まずは、国の状況を見ながら、今後申請されると思うのですけれども、まずは雇用の安定を図っていただきながら、状況を見定めていきたいと考えているところです。

また、低所得者世帯などの生活維持に現金10万円ということで先ほど言いましたけれども、これは現金30万円でございます。

○議長 水島美喜子君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 今部長からお答えいただきました。まずは雇用の安定ということで、今回の条例改正をするということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症がいつ終息するか今のところ分かりません。市内事業者や市民の声をよく聞いていただいて、国に対しての支援要望をさらに強く行っていただきたいと思っておりますが、これらの市民の方々の、事業者さんの方々の声を聞いて踏まえた上で、営業を続けられる保証を空知管内でも様々な取組をしておられるようです。これはプレスの記事ですけれども、コロナで悪影響84%、半数以上が助成金必要、滝川市ではホームページ等で青年会議所が動画や写真を配信、岩見沢はプレミアム建設券、新十津川は割引クーポン券等、それと上砂川は5,000円商品券全町民へ、上砂川町独自政策事業者融資も検討、そして美唄はプレミアム飲食券、こちらは全国商工新聞ですが、商売がもたない、所得保障をということでありました。先ほどもお話にありましたけれども、雇用助成金のほうも難解で、手続がとても大変、複雑、税理士等を雇うことにすると手つけだけで20万円、事業者が申請自体を迷っているという声も聞いております。それで、今回の条例改正の後、次の独自施策について現段階での市長の考えを伺いまして、3回目の質問にしたいと思います。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 市内の事業者の様々な声ということでございます。私たちもふだんからまちを歩くなどしながら、いろいろな声を聞かせていただいております。また、商工会議所とも連携を取っております、その中では最近3月末ぐらいから相談が每日一、二件来られるようになってきたと。以前よりは事業者の皆さんの今回のコロナ対策に対する考え方が大分変わってきたのではないかなというような話も聞いております。そういった中では、事業者の皆さんにつきましては、今回多少長引きそうだということもあるのですけれども、融資を利用しながら、少し様子を見たいというような話があるようです。今後につきましては、前回は議会の中で答弁させていただきましたけれども、まずは今回制度融資ということで条例改正させていただきましたが、今後につきましては、確かに今はま

だ終息というのが見えない状況ではありますけれども、終息を見据えながら、終息したときには消費喚起の対策をしっかりと行いながら、市内の中に人とお金と物が動くというようなことを会議所やまちの方たちと協力しながら実施したいと考えているところであります。

○高田浩子議員 頑張ることができるように今後考えていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 (登壇) 私も議案第4号で砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行いたいと思います。

今高田議員とのやり取りを聞いていまして、何とも遅いし、今のコロナウイルスでの影響、私もいろいろとまちを回っていますけれども、本当に悲痛な声です。今後どうしようなんていう話ではなくて、今どうしようかというぐらいな困っている事業者の人たちも多いです。そのような意味から、今回新型コロナウイルスの影響での経済振興策という形で出されたのがこの議案第4号の中小企業等振興条例のことだと思うのですが、そこでは利子の補給をしていくということでもあります。また、一般会計補正予算も今後質疑をするので、ここは分けていきたいのですが、今ほどこの施策が打たれる根拠としては、私も3月議会で総括質疑を行って、そのときは市長はいっぱいいろいろ考えているのだと。だけれども、今は言えない、これからの話ということで、非常に期待をしていたのですが、それがこの臨時議会だと思っているのですが、出てきたのは借金ができる、しやすくなるということだったとなるわけですが、そもそも先ほどの答弁の中でもここに至る中に砂川市と商工会議所が共同でアンケート調査を行って、現状を把握していきながら政策を打っていきたいというのが3月議会の答弁でもあったわけですが、その結果一番大きなのがこのアンケート調査だったと私は思うのです。そこで、お伺いしますが、先ほど高田議員も聞いていましたけれども、影響のみが語られていたのですが、当然アンケート調査の中にはもっと詳しい内容があったのだらうと思うわけです。どこの業態が一番大変なのか、あるいはここは意外とまだ大丈夫だとか、いろいろなものがあったはずだと思うのです。もう少し詳しくそのアンケート調査の内容をお伺いします。つまり今現状の砂川市の経済界が一体どうなっているのかは、残念ながら今はこのアンケート調査がどういう結果だったのかを知るしかないものですから、まずそこをお伺いをしたいと思います。

それから、質疑ですので、具体的に質問をしますと、先ほど提案説明のあった附属資料のナンバーツ一の関係なのですが、具体的にお金を借りようとしたときのことで、融資を新たに受ける場合で申請月の最近1か月ということなのだろうと思うのですが、ここが前年同期に比べて5%以上減少している者に限るという附則がありまして、ここはその5%以上の減少というのはどういうことなのか。どうなるとその対象者になるのかというところをまず具体的にお伺いをしたいと思います。



それから、同じ附則なのですが、この附則の最後のところにただし書の規定は適用しないとあるのですけれども、この部分も具体的な説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 3点ほどご質問をいただきました。先に商工会議所との共同によるアンケート調査結果についてご答弁を申し上げたいと思います。

アンケート調査は、商工会議所の全会員364事業所に対して行われ、100事業所から回答があったところであり、回答率は27.5%となっております。回答のあった100事業所の66%に当たる66件が影響がある、またはやや影響があると回答しており、中でも宿泊、飲食サービス業は回答のあった10事業所全てで、卸売、小売業では回答のあった30事業所中22事業所の73%となっており、この2事業所が顕著となっているところでもあります。

影響を受けた理由としては、売上の減少が最も多く、46事業所、率にして72%となっており、その減少幅も31%以上50%以下の減少が7事業所で15%、50%以上の減少が6事業所で13%となっており、深刻な状況がうかがえたところでもあります。

感染拡大の期間が長引くことによって売上げ減少はもちろん、資金繰りや製品の入荷遅れなど、業種を問わず様々な形で影響が拡大していくものと推察されたところでもあります。

次に、附属説明資料の中で売上高5%の減少幅の確認方法についてでございます。国の各種貸付け制度においては、損益計算書や自社作成の営業日報など、月間の売上高の分かる書類により確認することとされており、それらに準じた方法で確認をしていきたいと考えております。しかし、個人事業主においては、そういった書類が事業年度途中で作成されていないことも考えられますので、そういった場合につきましては売上げレシートなどにより確認していきたいと考えておりますが、金融機関と協議をしながら、柔軟に対応したいと考えているところでもあります。

3点目に、ただし書の規定は適用しないものとするがあるが、適用しないということについてご答弁を申し上げます。施行規則第20条のただし書は、利子の補給額の限度を規定しており、その限度は年利1.0%で支払った利子相当額としているところでもあります。今回は、新型コロナウイルス感染拡大の影響に対する対処として運転資金の利子の全額を補給することとするため、ただし書の規定を適用しないものであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 ここではこの条例に関してだけ聞いていきたいと思うのですが、ただアンケートの結果、先ほどよりは少し具体的には出てきたと思うのですが、宿泊や飲食がかなり厳しいのだという今お答えがあったのですけれども、ただこのアンケート自体プレス空知の記事を見ると、先ほど部長もおっしゃっていたのですが、回収率が27%しかなかったと私にすると感じるのです。なぜ364社もありながらの回収率が27%で、これは決していい数字ではないと思うのです。もっと全体像を知らなかったらば、少なくとも半数以上の回答率がなかったら分析ができないのではないかと思うわけです。これは、たしか3月議会が行われていて、私の総括をやった次の日からアンケート調査をするのだと。そのときは、てっきり各企業を回るのだと思っていたのです、商工会議所と職員が一緒になって。これは、回って具体的に話を聞かない限り、現状はつかめないと私は思うのです。でも、どうもプレスの記事では郵送したと書かれているのですけれども、事実なのかどうか、まず。

まとめて聞いていきますけれども、このコロナウイルスの影響によって砂川市の経済がどこが今一番痛んでいるのか、そしてどこがまだまだ大丈夫なのかということが今後のまさに政策に一番大事な案件だと思っているのです、私。アンケート調査が始まってからもう1か月もたっているわけですから、ただこのアンケート調査1点だけで多分終わっているのだと思うわけです。このコロナウイルスの影響はこれからもっともっと私は残念ながら続くと思うのです。常に動いて状況の変化をつかんでいなかったら駄目だと思うのです。そこで、そのときの状況によって手を打っていくという方法をしっかりと確立していかないと、あと1か月や2か月で終わるような状況では私は決してないと思うものですから、その辺のところ、このアンケート調査と、それからアンケート調査以降果たして市内にどういう状況があるのかということ調査しているのかどうかお伺いをします。

それで、具体的な話としては、今回これを借りた場合ですけれども、コロナウイルスの影響によってこの政策が出てきたと思うものですから、今回借りたとします。借りたときに、来年でもう終わってしまうのか、あるいは今回借りた場合に無利息になったこの状態はある程度続いていけるのか。つまり返済が終わるまではずっとゼロで行けるのかどうかという点、ここをお伺いします。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 2点ほどご質問をいただいたと思っております。まず、会議所との共同によるアンケート調査についてですが、方法といたしましては会議所が主体となって郵送して、回収して、内容を分析されたということなのですから、アンケート用紙とともにそのとき国や道、市が持っている融資制度ですとか貸付け資金についての情報も提供するということから、アンケート用紙とともにそういった資料も一緒に企業に送るということで郵送という方法を取られているということでございまして、アンケート用紙だけの送付ではなくて、そういった情報提供も併せて取り組んだということでもあります。

また、なかなか回収が思ったほどではないのではないかという話でございまして、そこについては多少時間の余裕を持ちながら回収を行ったところではありますが、結果としては27%の回収率になっております。ただ、いつまでもそれを待っているわけにはいかないので、回収しつつ内容の分析をしながら、会議所としてそういった状況を踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書ということでまとめて、4月3日に砂川市に提出をされたところでもあります。その中でも今回砂川市で条例改正しました利子補給について要望がありますし、また終息を見据えた経済対策についても個人消費の喚起について要望がありますので、そういったことも踏まえながら、会議所ともこれからも連携をしながら、今後どういった事業が必要かは、会議所だけではありませんけれども、市内の社交飲食ですとか砂商連の皆さんとも情報交換をしながら、効果的な消費喚起事業に取り組んでいきたいと思っております。

また、同じような調査を今後もするのかということでございます。確かに今状況として長引く状況がありますので、さらに詳しく内容を調べる必要があると判断したときにはもう一度調査に取り組んでみたいとも考えているところであります。

また、もう一点のご質問で、今回借りて、利子が全額補給されたものが来年度以降どうかということでございます。当然来年度以降も全額利子については補給をするということでございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで一括質疑を終わります。

続いて、議案第2号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、議案第1号、一般会計補正予算についての質疑を行いたいと思います。

先ほど条例が可決されて、一般会計予算ということになるわけですが、まさに新型コロナウイルスの影響に対する今時点での砂川市の施策は、これ1点ということになるわけです。それは、商工業金融対策に要する経費ということで、保証融資の利子の補給交付金242万5,000円になるわけです。正直申し上げて、この新型コロナウイルスのことにに関して砂川市からの発信は非常に少ないと私は感じていまして、新聞報道ぐらいしかないのですけれども、周りの市町ではいろいろな施策を打ってきていると感じます。

先ほどの議論の中でもあったのですけれども、今お金を借りるのはいいけれども、貸してもらったための無利子というのはお金を借りる上ではとてもいいことではあるのけれども、今お金を借りて返す当てがないのだという話をよく聞くのです。大きな企業なら留保資金もあって、何か月かは耐えて運用していけるのだろうと思うわけですが、そうではない企業、事業者が砂川は多いのだと思うわけです。1人でやっていたり、家族でやっていたりという事業所もとても多いと思っていまして、その方々にとってみるとこの一月、二月、売上げが3分の1や半分になったりということがどれだけの影響があるのかと

いうことをもう少し砂川市も考えてほしいと思うのです。もしももう少し考えてくれているのであるならば、まさか今回のこの臨時議会での補正予算がこれ一本とは私は考えられませんでした。そういう意味でいえば、市長がまずは今これなのだということで出してきた政策だと思うので、何でこれ一本だったのというのを正直言って聞きたいのです。市長もいろいろな方々とお話を当然されているし、いろいろな方々の声も拾われているだろうし、そして各団体のお話は私以上に聞いていると思いますので、いろいろな考えは3月のときに小黑さん持っているのだ、私はとお話があったのです。だけれども、今この3月議会では話せないのだという話があったのです。でも、もう今は話してもいいではないですか。そういう意味では、なぜ今回の今重要な局面のこのときに、この融資一本だけだったのかをまずお伺いしたいと思います。

それから、この議会が予算審査特別委員会に入れないので、細かい質疑もしていかなければならないのですけれども、2点目は、融資件数はどのぐらい考えているのかをお伺いします。

それから、そもそも借りて、融資が受けられるまでにどのくらいの期間が必要なのか。お金を借りる場合でも手続が非常に面倒だったりすれば、その間にもしかしたら危ない事業者もあるかもしれないので、どのくらい期間がかかるのかをお伺いすると、それから質疑としては最後になるのですけれども、相談受付というのが一体どこに行けばいいのかということなのです。できれば一本の窓口で、まずここに来てくださいという相談窓口が必要だと思うのですけれども、その点についてまずお伺いをいたします。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 (登壇) 4点ほどご質問をいただきました。最初に、融資による支援に絞った理由と今後の対応についてご答弁を申し上げます。

北海道から発せられた2月28日から3月19日までを期間とした緊急事態宣言による外出自粛要請及び4月8日から5月6日までを期間とした3つの密を避けるべく新型コロナウイルス感染症集中対策期間の設定などにより人の往来が激減し、市内事業者においては大きな影響を受けていることから、まずは経営の下支えを打つことが先決と考え、利子の全額補給を行う融資制度による支援を行うこととしたところであります。

今後の対応につきましては、終息期での消費喚起支援策を商工会議所などとも協議を行っているところでありますが、終息したときの状況を見据えた中で効果的な施策を実施する必要があると考えているところであります。

2点目に、融資の件数はどのぐらい想定しているかということでございました。補正予算を積算するに当たっては、既存の制度融資の運転資金における当初予算の積算の際に見込んだ15件と同様の件数と想定しております。想定件数を超えた場合は、当初予算を含めた予算により対応することとし、予算を上回るようであれば補正を計上するなど柔軟に対応していきたいと考えております。

次に、融資の実行までの日数でございますが、実行までの手続といたしまして金融機関において信用保証協会の審査後、商工会議所の副申書を添付したあっせん申込書を市に提出し、市のあっせん決定後に実行される手順となりますが、各金融機関では1週間から10日後の実行を目指していただけるとのことです。

最後に、相談受付の窓口でございます。相談の窓口につきましては、商工労働観光課と各金融機関となります。また、融資の受付窓口は、各金融機関となるところでありますが、商工会議所においても相談については受けているという状況でございます。

以上です。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 本当に状況は大変です。砂川市でなぜこれ一本だったのだろうと不思議に思うのは、マスクが足りていないのです。保育所も学校も職員たちは自分たちでマスクを調達している今状況です。市長、知っていますよね、そういうこと。子供たちにうつしたら絶対駄目だし、子供たちに対してしっかりと予防したりするためには、職員たちは絶対マスクが必要なのです、仕事上の。市役所の窓口はどうなっているのか分からないのですけれども、3月議会でもお話があったように砂川市はマスクの備蓄をしていなかったというお話もあったので、当然今現在もないのだろうと思うわけです。仕事で使わなければならないのに自分たちで調達しなければならないと、それでいいのだろうかと思直思っています。せめてマスクを買うぐらいの予算づけが何でできなかったのかとまず思うのと、それからもしも保育所でも学校でも市の職場でもいいのですけれども、感染者が出た場合にどうするのだろうと、準備本当にできていると思うわけです。砂川市は今のところは出ていないけれども、これから出ないなんていう保証は全くないわけですから、そんなときに仮に砂川市の窓口にしましょうか。職員から出たときに、こういった準備はきちんと整っているのかと思うわけです。消毒はしなければならないし、防護服はあるのですか。いろいろなものを当然そろえていかなければいけないのに、今そろっているのですか。何でそういう予算は今回出ないのですかと思うわけです。でも、現実に備蓄用のマスク、今手に入りづらいのかもしれませんが、でも、行政だったらできるかもしれないとは思っています。私たち市民だったら量販店に朝8時半ぐらいから、開店前から並んでマスクを買わなければいけない、そんなような状況なのも分かるのだけれども、でもせめて子供たちをいろいろ教育したり、あるいは預かたりするような職員たちにはしっかりとマスクをつけてもらわなければまずいわけですから、そういう予算、あるいはもしも感染者が出たときの緊急的にきちんと対応できるようにいろいろな用具を今の段階で予算づけをしっかりと、買って置かなければならないと思うわけです。でも、そういう予算は今のところないということは、しっかりと準備ができているということだと今は考えるしかないのですけれども、ここは今の予算と関係がないので、残念ながらお答えはないかなと思うのですけれども。

もう一つ、何回かこうやって質疑をしていますけれども、市長の姿が見えないのです、このコロナウイルスに関して。市長のブログの中にコロナウイルスのことは書いていないではないですか。どなたかが面会に来たとか、そんなことばかりです、市長。市長が自ら市民に自分の考え方を発してほしい。市民の皆さん、砂川市は一体どうなっているのだろうと、私のところには声が聞こえます。先ほど高田議員も少し言いましたけれども、ほかのまちでは新聞報道でいろいろな施策を打っていますから。それを見て、砂川市は何もやらないのだろうかという話です。今まで何件かやっているのは、みんな民間がやっている話です。砂川市の飲食街を応援しようというクラウドファンディングも私も知っています。でも、これだって事業所がクラウドファンディングされた1割つけてお客さんに払うわけではないですか。飲食を提供するわけでしょう。その1割分を行政が出したっていいではないですか。それはお店がかぶるのです。

この前の観光協会で500円のクーポンを配ったのです。観光協会はお金がないものだから、15万円分しかできなかったのです。もうしようがないからあと5万円足して400枚だったのですけれども、この400枚は8日にクーポン券を配って、次の日の9日の12時半には全部なくなったのです。市民の皆さん何とか飲食街を応援しようという気持ちが私はあったのだと思うのです。こんなに早くなくなってしまう。もしかしたら500円得するからもらいに行こうという人もいるかもしれません。だけれども、何かで協力したいという思いを私は感じるのです。足りないから、ではそこにこれはいい事業だから、いい事業と市長は思っているか、思っていないかわかりません。だから、砂川市も少しここに出そうという気持ちもない。全部観光協会のなけなしのお金でやった事業なのですから、そんなことばかりではないですか。どうして砂川市はもっと発信をしないのでしょうか。市民の皆さんにもっと協力してもらえよう、飲食店がきついのだったら飲食店に市民が協力できるような施策を何で打ってくれないのでしょうか。ここまで言っても市長は答弁をされないのであれば、それで私はもうそれ以上の質問はしませんけれども、なぜこの時期でこの融資の利子補給だけだったのだろうと感じます。

空知商工振興組合が50万円ずつ15市町に寄附をされたと新聞報道を見ました。もちろん砂川市にも50万円は入ったのだろうと思います。市長はずっと言っているではないですか。砂川市はお金がないわけではないと。基金だってたくさんあります。しかも、空知商工振興組合が50万円寄附してくれたのでしょうか。この50万円どうやって使うのですか、市長。これもどこかの基金に回すのでしょうか。

先ほどの融資件数の関係なのですからけれども、15件というお話があったのですけれども、例えば今の運転資金でいうと100万円から500万円までの間で運転資金が借りられるようなのですけれども、どんなふうを考えていらっしゃるのかなと思うわけです。今500万円借りられる方なんてなかなか大きな企業ではないとないだろうし、そうではなくて、今このときのお金が必要だという方がたくさんいるのではないかと私は想像するのですけ

れども、その辺のところをお話をお伺いできればと思うのです。今までの制度の中での運転資金というのは、100万円未満だと1年以内だし、100万から300万は3年以内に返さなければならないという制度だったと思うのですけれども、こちらのほうには変更がないままで、それぞれが無利子で借りられるということになっていくのかどうかをお伺いをしたいのですけれども。

それから、期間は1週間から10日ということで、大分短く借りられるのかなとは思いますが、ただ相当手続が難しそうではないのでしょうか。実は、私あまりお金を借りたことがなくて今まできているので、こういう制度融資の方法が分からないのですけれども、本当に困った方が市の商工労働観光課に行ったときに簡単に借りられるようなことなのかどうか、そこを改めてお伺いをして2回目の質疑とします。

○議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 福士勇治君 今回予算を組むに当たって、15件ということで想定させていただいております。予算につきましては、500万円、7年以内、一番金額と年数が大きいところで試算をさせていただいております。もちろん借りられる金額ですとか期間につきましては、それぞれの事業所さんの考え方ですとか金融機関とのやり取りの中で決まっていくものではございますけれども、予算を組むに当たりましては当初予算の15件で500万円、7年間ということで予算を組ませていただいております。先ほども申しましたが、件数が多くなって予算で足りなくなった場合につきましては、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、今回別枠でつくったものでございまして、こちらを使ったものにつきましては無利子で後年度も利子については全額補給をさせていただきます。国の融資制度などもありますけれども、そこにつきましては金融機関と事業者さんとの話になるのですけれども、こういった融資を受けるのがこの時期一番いいのかということも含めて金融機関においては相談に乗っていただいているようですので、利子の部分でいえば今回別枠で設けました無利子というところが事業者さんにとっては一番いいものだと思うのですけれども、その辺についてはどの融資制度を利用するのが一番いいのかは金融機関で十分相談していただければと思います。

また、商工労働観光課に來られて、いろいろな話を聞かせていただいております。その際に、最終的には手続は金融機関になりますので、事業者さんにはどういう制度があるのかをご説明させていただきながら、その中では事業承継の話なんかもさせていただきながら、最終的に手続は金融機関になりますので、お取引のある金融機関へ行って手続をしていただくというようなご案内をさせていただいているところであります。また、手続が簡単かどうかにつきましては、そこは金融機関でなるべく迅速に行いたいということでございますので、実際やってみて簡単だったかどうかというのはそれぞれ個人差はあると思うのですけれども、ぜひ相談に来ていただいて、必要なものについては手続をしていただき



たいと思います。

また、いろいろな方がいろいろな方のお話を聞いていると思うのですが、その際にはぜひまずは市役所へ相談に行くということを促していただければ、市のほうでもアンテナを張って、いろいろ話を聞かせていただいているのですが、それ以外の方のお話も聞きたいので、ぜひそういった方の声を聞いたときには市のほうへ一度相談、市でも会議所でもいいのですが、まずは相談に行ってくださいということをお勧めしていただければと考えているところであります。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 私からも一言申し上げておきたいと思うのですが、市長の顔が見えないと。確かに見えないところはあるかもしれませんが。3月議会でも私が申し上げたのは、いわゆる国で大きな手段を打つてくると。それを見た中で、その隙間を行政がどう埋めていけばいいのかと。リーマンショックのときにも小黒議員さんざんいろいろなことを言っていましたけれども、蓋開けてみると砂川が一番やっていたとかというのがありまして、そういうところで手を抜く気はないと。ただ、問題点がどこにあるのだ、そこを的確にしないと、7割、8割、9割落ちたところをいかにすぐ手だてをするか。だけれども、その手だては恐らく国でしてくるだろうと。そのときに全体でやったやつが該当するのかというのが気になるところで、国の状況を見ると一番効果があるのは国の制度よりもいい制度融資で、500万を借りれとは言っていないのです。その店の必要な額、返せる額を借りてもらって、それでしのいでもらって、それは国よりも砂川市のほうが制度はいいですから。保証金もかからない、利子もかからない。こんないい制度というのは、もともと2分の1しか利子がかからないようにしていましたから、全道でもトップクラスの制度融資で、それでうちの企業が安定しているというのは銀行の支店長が全部認めているところで、そういうところはきっちりしていると。借りた中で、国のほうでその手だては絶対してくると。現実には中小企業には最高300万、中小、飲食店も含めて100万までのお金が出ると。ただ、そのときに市町村は、どの点でそこで応援すればいいかと。ですから、私が考えたのはまず即効性のある、商品券というのは実際すぐ使えないですから、先に商品券で打ち出すというのは、自粛しなさい、人と接しないようにしなさいというときの効果ではなくて、落ち着いたときのものであって、発行するまでに時間がかかる、買ってからお金が経由していくというスタイルになりますので、私はそこではないだろうと。ほかのまちを批判するわけではありません。制度融資を先にやる。観光協会がやってくれたのは私は知っています。あれは市の金でつけて、裁量で自由に使ってくださいとやってきたお金ですから、観光協会の会長が私のところに来ました。いいだろうかと。それは観光協会でお任せしている部分ですから、総体で理解されているのならよろしいですということで、私は今回すごかったと思うのは、飲食店がまとまって、クラウドファンディングをやってくれたこと。若い人ができる。でも、高齢者があれにパソコンで打つのはつ

らいだろうなと思いつながら、どこまで来るのだろうか。私は感激しました。私も相談を受けましたけれども、全面的に協力するから、一度やっごらんという話はしました。市の職員にも協力をお願いしているし、建設業界にもお願いしている。ぜひとも議員の皆様方にもまだ30日までありますので、協力をいただければとは思っていますけれども、あれを見るとその次に我々は何をやるかという手段をきちんとつなげていかないとだらないと思っています。取りあえず落ちているところは9割落ちているかということもござりますから、一番最初に手当てするのはそこなのだろう。融資につないでもらって、その後国の補助金、その隙間の中でどこまで市がそこに足していけるかとか、そういうのもろもろ業種別に考えていくと多少、国でも大分混乱していますけれども、市町村でも業態がいろいろあるので、そこは慎重にやりながらきちんと手だてをするようにはしていきたいと思っていますけれども、これ以上言うと、もう言ってしまいましたけれども、そのところは次に出てくる政策になってくるので、このぐらいです。隙間を埋めるというのは3月議会でも私は言っていますので、ご理解をいただきたいと思ついます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長、議会は不自由なのは不自由なのです。だけれども、市長だから話せることが絶対あるのです。部長は各所管があるからということはある。でも、今ここで制度融資、僕はこれを決して悪いなんて言っているわけでもなくて、市長のおっしゃるとおりだと思つのです。まず、これをやっごってほしい。もちろん私はここは賛成します。大いに賛成します。ただ、砂川市は一体このことに関して何をやっごうとしているのか。つまり市長がおっしゃるにはまだここから先あるのだろうかと思わせるのです。今の言いつぷりならきつとあるのでしょう。でも、もう言う時期なのです。そこを言わなかったら、砂川市は一体コロナウイルスに対してどう考えているのだろうかということが見えてこないのです。企業の皆さん方も事業者の皆さん方も自分たちのやるべきことはやっごっているのだけれども、不安でしょうがないし、これだけ市のほうも自分たちのことを見守ってしてくれるのだという発信が私は今が一番必要なのだろうと思つわけです。

市長は、今後これから終息があつた段階での活性化みたいなことというお話で言われています、商品券のこと。ただ、それはいつなのかともう分からない状況になっているではないですか、今。もしかしたら年内なのかもしれないし、1か月、2か月で終息するとは私は思えないのです。先ほど商品券の話もありましたけれども、これはやり方だつてたくさんあるではないですか、商品券のやり方です。いつものようなプレミアム商品券のやり方をしてしまえば、当然ゆうに何百人の人が一遍に集まっごてしまうわけですから、これはできません。それは私分かります。それをやれなんていうことは言いませんけれども、例えば家族単位であるならば、これはどこかでみんな食事するわけ。今飲食店の人たちが一番何に困っているかということ、宴会が少なくなつてしまつたと、これを言うのです。でも、僕そのとき言われたときには、市の職員たちだつて行きたいかもしれないけ

れども、何十人も集まって飲み食いするという事は非常に今はできない状況なのだから、ここは難しいねと。だけれども、私夜なんかでも外に食事に行きますけれども、意外と家族単位の人たちが結構来ているのです。動いているのです。でも、そういうところまでも出歩かないで、食べに行かないでともしもなっていたら、もうあとは潰れるしかありません。だから、その辺の施策は打てると思うわけです。人がみんな集まらないようにしながらもできることがあると思うのです。それは、各家庭に送ればいいことだし、ではそれで何億も使うのか、何千万も使うのかと、そんなことではないのです。砂川市が今何をしようかということを出すとすることが大事だと私は言っているのです。

国の政策だってある程度もう今出そろってきてしまったではないですか。これ以上のものはもう出ないと思うのです。その中で、市長がこの先その隙間は一体どこにあるのか、それをどの時期で発信をしようとしているのか、ぜひ今この議会で話をしてほしい。そうすることによって、砂川市は今後こういうことが起こってくるのだな、こういう施策が打たれるのだなということをお聞きになることになるわけです。ぜひ今そのときだと私は思っていますので、市長のご答弁をお願いします。

○議長 水島美喜子君 市長。

○市長 善岡雅文君 議会のルールの中でそこまで踏み込んでいいのかというのが正直言って、確かに私やろうとすれば記者発表は現実にはできるのです。できれば議会の中というのがございますので、うちで予算がある程度、国の動向を聞いたのが昨日ですから、細部分かったのは、発表したのは。その中で個人事業主も借りる道があると。ですから、制度融資でつないで、恐らく9割ぐらい落ちていると、どのぐらいいくかは分かりませんが、結構な額になるので、つなぎとしては制度融資を借りてもらって、その後に現金が入ってくると。ただ、これは1年で収まらないだろうと、長い闘いになります。それがずっと保証し続けるのかといたら、自治体でやっていくのはそこまでいくと不可能になります。それで、各都道府県の知事は、国の責任でやってくれと。東京都は金があるからできるけれども、ほかの市町村でそんなのずっと支えるのは無理だと言っているのはそこにあるわけがございますけれども、うちの場合は当面の措置としては考えています。その内容をここで全部言うには、まだ整理し切れていません。業態、業種によってどう差をつけたり、どうするのだという細かい事務的な作業がございますので、その整合性を取るといったらそう簡単に出るものではなくて、業態の業種ごとにいろいろあって、その規模によって変わってくるので、その基準をつくったりなんかするのに時間がかかります。昨日分かったばかりの情報ですから、それを踏まえた中で今それぞれ調査してもらって、それを集約した中でどういう手だてが一番いいだろうかと。その話の中で議会の中で論議していただければいいのだろうと。その前には民間の方に頑張ってもらった部分はありますけれども、私はそこも評価していますし、それに対していろいろ協力もしてきましたし、あとは行政がどう国のお金と併せてやっていくかと。

それから、商品券に関しては、今なるべく人と接触しないようにとされているので、テイクアウト方式でやられていると。ただ、行かれる人は、すいているので、行って、いろいろ食事をされているのでしょうかけれども、何せコロナを収めないとこの状態がいつまでも続くというので、札幌あたりは緊急事態を共同で宣言する状況になって、それが札幌から地方のほうとか、東京から地方に来るような話も出ておりました、地方に行かないようにと国のほうで言うておりますけれども、非常に難しい状況になっていますけれども、取りあえず私の今頭にあるのはコロナを抑える政策、それと相反する飲食店をどうするかと。それは、給付金で何とかしのいでもらうしかない。みんなで行きましょうと言うても、行ける人は行くけれども、嫌な人は行かないので、給付金なり、市の金でどこまで手だてできるかというのが私は大事だと思っています。そのところに力点を置いているものですから、言うべきときにはきちんと発表しますけれども、もう少し時間をいただきたいと。

すぐ商品券を出す、新聞に発表して出しましたというのは簡単ですけども、それだけでいいのかい、そこではないだろうと。私は、現金が行くような方法が一番今の飲食店、恐らく3月、4月と知事が宣言してからはたっと来なくなりましたから、知事が宣言する前は来ていましたから、あの日の次の日からお客が一遍にいなくなったと。ですから、3月、4月、1か月半ぐらいですけども、これが恐らくまだ続きます。ですから、お金を借りてもらって、あと国の制度で、後で給付金が入ってきますから。中小企業で200万で、小さな事業所では100万までのお金が入ってくるようになっていきます。それは、その業態によるので、限度が100万。ただ、落ち方によるので、でも飲食業は私が聞いている限りではほぼ9割。当初の調査では7割5分ぐらいだったのですけれども、その後はぼったり止まっているので、ほぼ9割ぐらい落ちているような計算になっていると思うので、そこを手だてをするのが最初にやらないと、ホテルも含めて宴会やっている1次会やる場所が打撃を受けて、そこから流れていく飲食店も影響を受けていると。この両方をどうなくさないように市と国でしていくか。恐らく国は、休業補償は絶対しないと言っている状況では、制度融資とこのお金しかないのだろうと思うのですけれども、市町村には限界があります。それは財政力の差も出るでしょうけれども、そのところは蓋を開けたら砂川市きちんとやっているのではないかということに恐らくなるのだろうと思っています。

今はそれ以上のことは幾ら何でもここで発表の場でなくて、市長は記者発表もできるのだと。商品券を発行します、新聞に載ったらいいかもしれないけれども、そこなのと。なるべくそこは私は2段階目のところでやるべきで、今困っている最前線のところをどう手だてしようかというほうを今急いでいるので、商品券はいつでも発行しようと思えば、国の臨時交付金が来ますので、そこで手だてできるというのがございます、市の金でなくても。ですから、今困っているところを最優先に何とかするのが一義的と、コロナをどう抑えていくか、うちから出さないようにするかというぎりぎりの、保育所とかは危険は常

に隣り合わせでやっている現状で、休むわけにもいかないと。学校は休ませても保育所は休めないと。非常に厳しいぎりぎりのところでやって、そこの感染を出さないようにどうするかというのが担当も含めてすごく苦勞しているところでございます。マスクは、予算を組んだりしているところもありますけれども、今入ってくるやつは医療優先です。少しだけはツルハで週に2回ぐらい、いつ入るか分からないのですけれども、でも売る枚数は限られているわけでございまして、何とか布製マスクを活用しながらやっていくしかないと思っています。

以上でございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、議案第1号の討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で日程の全てを終了いたしました。

これで令和2年第1回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年4月14日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員